4　第一項第一号ハの特別控除額は、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ中「合計所得金額」の下に「から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」を加え、同条第三項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

2　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第三十八条第十項」を「第三十八条第十一項」に改める。

第六条第六項中「第三十八条第四項」を「第三十八条第五項」に改める。

第十三条中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十項」に、「第三十八条第四項」を「第三十八条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十六条第一号ロ中「第三十八条第五項」を「第三十八条第六項」に改める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百四十七号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の八第二号及び第五十条の十一第二号の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三種向精神薬の項中

七―クロロ―一―（二・二―トリフルオロエチル）―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ハラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四・八g

を

七―クロロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ハラゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四・八g
七―クロロ―一―（五―クロロピリジン―二―イル）―六―（五―クロロピリジン―二―イル）―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ［三・四―b］ピラジン―五―イル＝四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート（別名ゾピクロン）、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg

に、

五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―チエノ［三・二―f］［一・四］ジアゼピン―二―オン（別名クロロフェニル）―七―エチル―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―チエノ［三・二―e］［一・四］ジアゼピン―二―オン（別名クロロフェニル）―七―エチル―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―チエノ［三・二―e］［一・四］ジアゼピン―二―オン（別名クロチアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg

を

五―（二―クロロフェニル）―七―ドロ―一―メチル―二H―チエノ［三・二―f］［一・四］ジアゼピン―二―オン（別名クロチアゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
四―（二―クロロフェニル）―二―六H―チエノ［三・二―f］［一・四］ジアゼピン―二―オン（別名エチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	九十mg

に、

五―ブチル―五―エチルバルビツール酸（別名ブトバルビタール）、その塩類及びこれらを含有する物	六g

を

五―ブチル―五―エチルバルビツール酸（別名ブトバルビタール）、その塩類及びこれらを含有する物	六g
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。